

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

平成23年8月

一般廃棄物最終処分場名： 真備町不燃物投入場

維持管理の状況

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

埋立は終了している。

2 残余容量調査（最新の測定値）

埋立は終了している。

3 定期的に点検するもの

規定項目	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液処理設備の 機能の状態	導水管又は 配管
点検日	平成23年8月23日				
異常の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置 を講じた年 月日とその 内容					

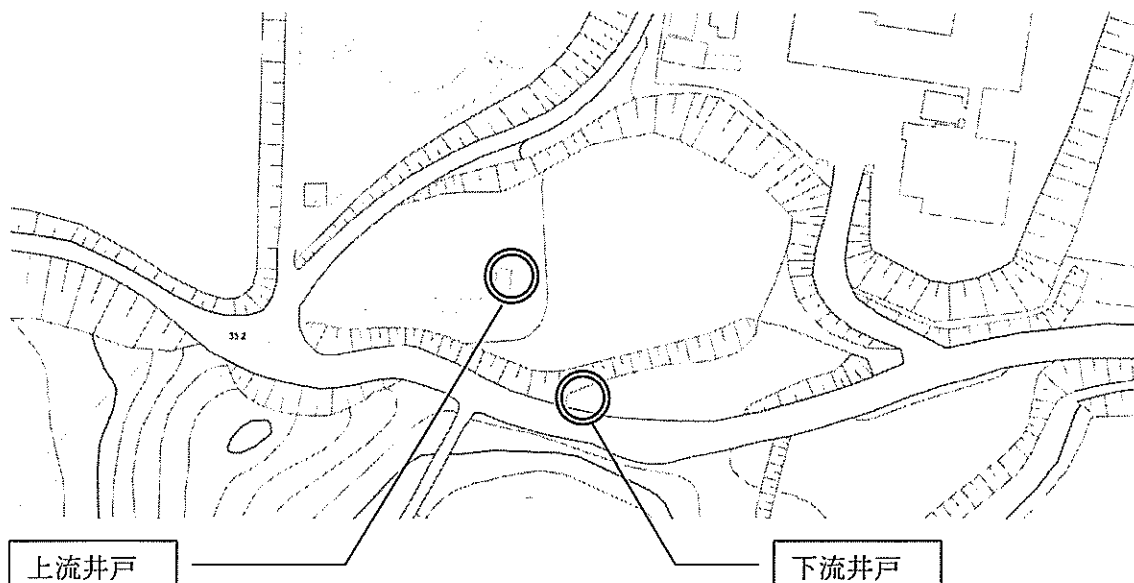
4 処理水及び地下水の水質並びに水質悪化を受けての措置

規定項目	処理水	上流井戸	下流井戸
採取場所	/	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日		別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。
結果の得られた日			
水質検査結果		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
異常の有無			
必要な措置を講じた年月日とその内容	/	別紙、基準値超過の概要及び対応等 参照	

5 ダイオキシン類の測定及び水質悪化を受けての措置（最新の測定値）

規定項目	処理水	上流井戸	下流井戸
採取場所	/	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日		平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 9 日
結果の得られた日		平成 23 年 1 月 7 日	平成 23 年 1 月 7 日
水質検査結果		0.048	0.049
基準値		1	1
(結果単位)		pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
異常の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
必要な措置を講じた年月日とその内容		/	/

6 地点図



測定分析結果報告書

- (1) 処分場名 真備町不燃物投入場
 (2) 採取の年月日 平成23年8月8日
 (3) 結果の得られた年月日 平成23年8月30日
 (4) 水質検査の結果

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)で測定を義務付けられているものに限る。)

項目		採取場所・基準		処 理 水		地 下 水	
		処理水	基準	上流井戸	下流井戸	基準	
塩化物イオン	mg/L		-	14	15	-	
電気伝導率	mS/m		-	28	27	-	
水素イオン濃度	---		5.8~8.6				
生物学的酸素要求量	mg/L		60以下				
化学的酸素要求量	mg/L		90以下				
浮遊物質量	mg/L		60以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L		炭油5以下 動植物油30以下				
フェノール類含有量	mg/L		5以下				
銅含有量	mg/L		3以下				
亜鉛含有量	mg/L		2以下				
溶解性鉄含有量	mg/L		10以下				
溶解性マンガン含有量	mg/L		10以下				
クロム含有量	mg/L		2以下				
大腸菌群数	個/cm ³		3000以下				
窒素含有量	mg/L		最大120以下 平均60以下				
燐含有量	mg/L		最大16以下 平均8以下				
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.1以下	ND	ND	0.01以下	
シアン化合物	mg/L		1以下	ND	ND	検出されないこと	
有機燐化合物	mg/L		1以下				
鉛及びその化合物	mg/L		0.1以下	ND	ND	0.01以下	
6価クロム化合物	mg/L		0.5以下	ND	ND	0.05以下	
砒素及びその化合物	mg/L		0.1以下	0.005	0.013	0.01以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L		0.005以下	ND	ND	0.0005以下	
アルキル水銀化合物	mg/L		検出されないこと	ND	ND	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		0.003以下	ND	ND	検出されないこと	
トリクロロエチレン	mg/L		0.3以下	ND	ND	0.03以下	
テトラクロロエチレン	mg/L		0.1以下	ND	ND	0.01以下	
ジクロロメタン	mg/L		0.2以下	ND	ND	0.02以下	
四塩化炭素	mg/L		0.02以下	ND	ND	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.04以下	ND	ND	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.2以下	ND	ND	0.02以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.4以下	ND	ND	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		3以下	ND	ND	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.06以下	ND	ND	0.006以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.02以下	ND	ND	0.002以下	
チウラム	mg/L		0.06以下	ND	ND	0.006以下	
シマジン	mg/L		0.03以下	ND	ND	0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L		0.2以下	ND	ND	0.02以下	
ベンゼン	mg/L		0.1以下	ND	ND	0.01以下	
セレン	mg/L		0.1以下	ND	ND	0.01以下	
ほう素及びその化合物	mg/L		50以下				
ふっ素及びその化合物	mg/L		15以下				
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L		200以下				

表中の値等は、環境計量証明書から転記したものである。

基準値超過の概要及び対応等

倉敷市真備町箭田の倉敷市真備町不燃物投入場において、実施している地下水調査の結果、基準値を超える砒素が検出されましたので、以下に概要及び対応を示します。

1 概要

(1) 検出された物質の種類及び濃度

砒素

- ・ 処分場の敷地内の観測用下流井戸において、基準値を超過する砒素を検出
検出された濃度 0.013mg/リットル (基準値 0.01mg/リットル)
- ・ 砒素以外の有害物質は検出されていません。

(2) 原因

次の理由により、自然由来の砒素が検出されたと推定されます。

- ① 当該投入場は主にコンクリートやがれきを埋め立てているため、砒素が検出されることは考えにくいこと
- ② 砒素などの複数の金属は、もともと自然界に広く存在するものであり、場所によっては基準値を超過する可能性があるため、環境省においては、基準値を10倍以上超過する場合は人為的原因であるとされていること
- ③ 上流井戸からも基準値を超過しないものの同程度の濃度で検出されていること

以上の理由により、自然由来の可能性が高いと考えられます。

2 市の対応

砒素の測定回数を増し、監視を強化します。(年4回程度の測定を考えています。)

3 参考情報

砒素について

- ・ 健康への影響は皮膚炎、末梢神経障害、肝臓障害を及ぼすとされています。
- ・ 使用用途は半導体、革製品、ガラス、顔料、防腐剤の製造に使用されています。

基準について

- ・ 地下水環境基準も0.01mg/リットルとなっていますが、これは一生涯にわたりその地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度として基準値が設定されています。

担当：真備支所 市民係 形 山 連絡先：698-1114
